

さぬき市まちづくり寄附返礼品事業協力事業者募集要領

1 目的

さぬき市まちづくり寄附の推進を図るとともに、市内の地場産業の活性化等に寄与することを目的として、さぬき市への寄附を行った個人又は法人等（以下「寄附者」という。）に対してお礼品として贈呈する商品を発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の各号のいずれにも該当する事業所であることを要件とします。

- (1) さぬき市内に本店又は支店若しくは事業拠点を有すること。(市長が特に認める場合を除く。)
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、発注・発送等の連絡が電子メールにて確実に取れる状態にあること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示する条件を満たすこと。

3 募集する商品（返礼品）

次の要件を満たしている商品を募集します。

- (1) さぬき市内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの、または栽培、採取、育成された原材料を使用しているものであること。
- (2) さぬき市の魅力のPR（発信）につながる要素を持った商品であること。

4 募集する商品（返礼品）の価格帯

- ・税込2,500円相当（10,000円、12,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込5,000円相当（20,000円、22,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込10,000円相当（50,000円、52,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込20,000円相当（100,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込30,000円相当（150,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込200,000円相当（900,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込300,000円相当（1,300,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込400,000円相当（1,700,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込500,000円相当（2,200,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込600,000円相当（2,600,000円の寄附に対するお礼品）
- ・税込1,000,000円相当（3,800,000円の寄附に対するお礼品）

※冷蔵・冷凍便の場合は、寄附金額に2,000円を追加させていただいております。

記載のない価格帯の商品提供につきましては、相談の後、返礼品として認定することも可能です。御希望がありましたら、御相談下さい。

(参考) さぬき市まちづくり寄附返礼品事業実施要綱より一部抜粋

- 2 返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号並びに平成31年総務省告示第179号第5条に規定する基準を満たし、寄附者への返礼にふさわしいものとして市長が認定をした商品、権利又はサービス（以下「認定商品」という。）とする。

5 協力事業者のメリット

- (1) さぬき市のふるさと納税ポータルサイトのホームページに返礼品の画像、商品名などを掲載します。
- (2) まちづくり寄附パンフレット等に返礼品画像、商品名及び説明などを掲載する場合があります。
- (3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品等の販売促進、PRが可能です。

※返礼品の金額が分かる内容は避けてください。

6 申込期間

随時受付中

7 申込方法

申込を希望される方はまず、下記の間合せ先までご連絡ください。追って、資料や申請書を送付しますので、商品の画像データ、事業所及び商品のPRパンフレット等を添付して、申込ください。

【間合せ先及び申込先】

〒769-2195

香川県さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所 総務部 総務課

電話：087-894-1111

FAX：087-894-4440

E-mail：somu@city.sanuki.lg.jp

8 協力事業者の選考方法

申込内容や企業活動等を総合的に判断し、決定します。

9 個人情報の保護

本事業による業務遂行で知り得た個人情報の取扱については、さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）その他関係法令を遵守することとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

10 その他留意事項

まちづくり寄附金事務の一括代行業務委託業者と契約を締結することとします。